

議案第 25 号

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会の事務所の所在地を、うるま市字大田 77 番地に変更することに伴い、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会の事務所の所在地を、うるま市字大田 77 番地に変更することに伴い、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議が必要であり、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を求めるものです。

別紙

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約（平成23年7月21日制定）の一部を次のように変更する。

第6条中「嘉手納町字屋良1220番地」を「うるま市字大田77番地」に変更する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第26号

津堅島定住促進住宅建設工事（建築）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 津堅島定住促進住宅建設工事（建築）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 550,550,000円
- 4 契約の相手方 沖縄県うるま市与那城平安座8290番地
平安座総合開発(株)・(株)シンコウハウス工業・(有)三成工業
建設工事共同企業体
代表者 平安座総合開発 株式会社
代表取締役 大濱 博達

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

津堅島定住促進住宅建設工事（建築）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第27号

津堅島定住促進住宅建設工事（電気）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 津堅島定住促進住宅建設工事（電気）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 176,000,000円
- 4 契約の相手方 沖縄県うるま市字具志川2513番地
マサ友電設(株)・(株)石電設 建設工事共同企業体
代表者 マサ友電設(株)
代表取締役 天願 昌輝

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

津堅島定住促進住宅建設工事（電気）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第28号

沖縄県消防指令センター全体更新等整備事業（設計・建設工事）請負契約についての議決内容の一部変更について

令和7年議案第101号をもって議決された沖縄県消防指令センター全体更新等整備事業（設計・建設工事）請負契約に係る議決内容の一部を次のように変更する。

契約金額中「3,480,741,000円」を「3,546,466,000円」に変更する。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

賃金水準、物価水準の変動による全体スライド条項の適用に伴い、契約金額を変更するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第29号

うるま市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

うるま市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年うるま市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料
1号給	405,000円
2号給	455,000円
3号給	508,000円
4号給	574,000円
5号給	655,000円
6号給	765,000円
7号給	893,000円

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」を「100分の88.75」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和7年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に鑑み、うるま市一般職の任期付職員の給与を改定するため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第30号

うるま市公告式条例及びうるま市行政手続条例の一部を改正する条例

(うるま市公告式条例の一部改正)

第1条 うるま市公告式条例(平成17年うるま市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、市のホームページ上に設置した電子掲示場に掲示してこれを行う。ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、うるま市の掲示場に掲示して行うことができる。

第5条第1項中「同条第1項中」を「同条中」に改める。

(うるま市行政手続条例の一部改正)

第2条 うるま市行政手続条例(平成17年うるま市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第12条第1項及び第2項第5号並びに第13条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置

くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第27条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市行政手続条例第14条第3項及び第4項（これらの規定を改正後のうるま市行政手続条例第21条第3項及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

条例等の公布及び聴聞等通知の公示送達等を見直すため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 31 号

うるま市手数料条例の一部を改正する条例

うるま市手数料条例（平成 17 年うるま市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 土地及び建物に関する証明は、証明書 1 枚につき 1 件とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 26 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

土地及び建物に関する証明書の発行手続の円滑化と、市民に分かりやすい手数料設定とするため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第32号

うるま市介護保険条例の一部を改正する条例

うるま市介護保険条例（平成17年うるま市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号ア中「以下この項において同じ」を「以下同じ」に改める。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項を附則第2条とし、附則第3項を附則第3条とし、附則第4項を附則第4条とし、附則第5項を附則第5条とし、附則第6項を附則第6条とし、附則第7項を附則第7条とし、附則第8項中「前項」を「前条」に、「同項中」を「同条中」に改め、同項を附則第8条とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第7条」に、「同項中」を「同条中」に改め、同項を附則第9条とし、附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与

所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第

292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)

第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、うるま市税条例（平成17年うるま市条例第45号）第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、うるま市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、うるま市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第12条 市長は、令和8年度分の保険料について、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらず減免することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（うるま市介護保険条例附則第12条の失効）

2 改正後のうるま市介護保険条例附則第12条の規定は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第33号

うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例

うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市こどもの貧困の解消に向けた対策推進委員会	うるま市こどもの貧困対策推進計画の推進その他こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、必要な事項について調査審議すること。
--------------------------	---

」を

「

うるま市こどもの貧困の解消に向けた対策推進委員会	うるま市こどもの貧困対策推進計画の推進その他こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、必要な事項について調査審議すること。
うるま市子育て施設等虐待対応委員会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項に規定する被措置児童等虐待に関する措置等について意見すること。

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年うるま市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市こどもの貧困の解消に向けた対策推進委員会委員	知識経験者	日額 8,000
	その他	日額 4,000

」を

「

うるま市こどもの貧困の解消に向けた対策推進委員会委員	知識経験者	日額 8,000
	その他	日額 4,000
うるま市子育て施設等虐待対応委員会委員		日額 10,000

」に

改める。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市子育て施設等虐待対応委員会を設置するため、当該条例を改正する必要がある提案する。

議案第34号

うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年うるま市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市史編さん委員	日額 8,000
市史編さん専門委員	日額 8,000

」を

「

市史編さん委員	日額 10,000
市史編さん専門委員	日額 10,000

」に、

「

歴史民俗資料館協議会委員	日額 4,000
文化財保護審議会委員	日額 4,000

」を

「

歴史民俗資料館協議会委員	日額 10,000
文化財保護審議会委員	日額 10,000

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

市史編さん委員等の報酬の額を見直すため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第35号

うるま市手数料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人番号カードの利活用を促進し、行政手続における市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、うるま市手数料条例（平成17年うるま市条例第50号。以下「手数料条例」という。）の規定に基づき徴収する手数料について、特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。
- (2) 多機能端末機 本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。
- (3) 移動端末設備 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備で、同法第35条の2第1項の規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。

(手数料の特例)

第3条 個人番号カードを用いて、多機能端末機に、当該個人番号カード又は移動端末設備を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、次に掲げる証明書等の交付の申請を行う場合の手数料については、手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、1件につき10円とする。

- (1) 印鑑登録に関する証明
- (2) 住民票（広域交付住民票を除く。）の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しの交付
- (3) 税に関する証明

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

個人番号カードの利活用を促進し、行政手続における市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、当該条例を制定する必要があると提案する。

議案第36号

うるま市火葬場条例

(設置)

第1条 市民の公衆衛生の向上及び福祉の増進を図るため、うるま市火葬場（以下「火葬場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 うるま市火葬場

位置 うるま市字具志川1514番地

(業務)

第3条 火葬場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 火葬に関すること。
- (2) 火葬場の管理運営に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(休場日及び開場時間)

第4条 火葬場の休場日は、1月1日及び旧暦の7月15日とする。

- 2 火葬場の開場時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休場日又は開場時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 火葬場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、事前に市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、火葬場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 火葬場を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 火葬場の管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、その使用が不適當であると認めるとき。

(使用者の原状回復の義務)

第7条 使用者は、火葬場の使用が終了したとき、又は次条の規定により、使用を制限され、若しくは使用の停止を命ぜられ、若しくは使用の許可を変更され、若しくは取り消されたときは、速やかに火葬場を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、若しくは使用の停止を命じ、又は使用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により第5条の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の避けることのできない理由により必要があるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、前項の規定によりその使用を制限し、若しくは使用の停止を命じ、又は使用の許可を変更し、若しくは取り消した場合において使用者に損害が生じても、その賠償の責めは負わないものとする。

(入場の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者

- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (3) 火葬場を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) その他火葬場の管理上必要な指示に従わない者

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、火葬場を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第11条 第5条の許可を受けた者は、別表に定める使用料を市長に支払わなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第13条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 火葬場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により火葬場の管理を指定管理者に行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人を公募するものとする。

3 市長は、火葬場の管理運営上、指定管理者に必要な応じて指示等を行うことができる。

4 第3条から第13条まで及び第25条の規定は、第1項の規定により指定管理者が管理する火葬場について準用する。この場合において、第4条第3項中「市長が必要

と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条、第6条、第8条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる火葬又は火葬場の管理運営に関する業務
- (2) 火葬場の使用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (3) 使用の許可の取消し等及び入場の制限等に関する業務
- (4) 原状回復に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第19条の規定による指定を受けようとするものは、規則に定める申請書に、事業計画書その他規則に定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する法人のうちから指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 事業計画書等による火葬場の管理運営が、使用者の平等な使用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、火葬場の施設及び設備の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) その他市長が施設の性質又は目的に応じて必要とするものであること。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第14条第2項の規定によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 指定施設の設置目的、特性、規模等から特定の法人に管理させることが、適切な管理運営に資すると認めるとき。
- (2) 緊急の必要により公募することができないとき。
- (3) 申請した法人の中に指定管理者として適当な法人がないと認められるとき。

(指定管理者の指定)

第19条 市長は、前2条により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第20条 市長は、指定管理者が法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(事業報告書の作成及び提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則に定める事業報告書その他規則に定める書類（以下「事業報告書等」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書等を提出しなければならない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第20条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その管理しなくなった火葬場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第23条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）の取扱いについて講ずべき安全管理措置を確実に実施しなければならない。

2 第15条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第24条 市長は、第19条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第20条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(損害の賠償)

第25条 建物、設備、備品その他物件を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長が必要であると認める事項を記載した書面により市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条、第11条及び第12条に規定する火葬場の使用に関し必要な手続並びに第14条から第19条までの規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

区分	単位	使用料	
		市民	市民以外
大人（満12歳以上）	1体	50,000円	80,000円
小人（満12歳未満）	1体	25,000円	40,000円
死産児	1体	20,000円	30,000円
改葬遺骨	1人分	20,000円	35,000円
肢体の一部	1個	15,000円	20,000円
胞衣物	1個	15,000円	20,000円

備考 市民とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、市民以外とはそれ以外をいう。

- (1) 死亡者（死亡時）
- (2) 死産児（死亡時）の父又は母
- (3) 遺骨を改葬しようとする者
- (4) 肢体の一部又は胞衣物を火葬しようとする者

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市火葬場を設置するため、当該条例を制定する必要があるため提案する。

議案第37号

うるま市学習等供用施設その他の施設条例の一部を改正する条例

うるま市学習等供用施設その他の施設条例（平成18年うるま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表喜仲学習等供用施設の項及び山城児童体育館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表喜仲学習等供用施設の項を削る改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

喜仲学習等供用施設及び山城児童体育館を廃止するため、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第38号

うるま市地域交流センター条例の一部を改正する条例

うるま市地域交流センター条例（平成22年うるま市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「指定する」の次に「ことができる」を加える。

第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定をしない場合における市の管理）

第24条 市長は、指定管理者を指定しないときは、自ら交流センターの管理を行うことができる。

- 2 第4条、第11条から第14条まで、第16条、第17条第2項、第18条第1項、第19条、第20条及び別表の規定は、前項の市長が自ら交流センターの管理を行う場合において準用する。この場合において、第4条、第13条、第14条、第16条、第17条第2項、第18条第1項及び第19条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第4条、第19条、第20条及び別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第18条の見出し中「利用料金等」とあるのは「使用料等」と、第18条第1項中「別表に定める利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める使用料」と、第11条中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第12条中「指定管理者が、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市地域交流センターの運用等を見直すため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 39 号

うるま市地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の一部を改正する条例

うるま市地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 182 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 石川南地区地区整備計画区域の部石川南センター地区の項ウの欄中「20 m」を「一」に改め、同部石川南沿道利用地区の項ウの欄中「20 m」を「一」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のうるま市地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項の規定により交付した確認済証から適用し、同日前に交付した確認済証については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 26 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

建築物の高さの最高限度を見直すため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第40号

うるま市水道事業給水条例及びうるま市下水道条例の一部を改正する条例

(うるま市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 うるま市水道事業給水条例（平成17年うるま市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要であると認めるときは、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業管理者を含む。）から法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる。この場合において第2項の規定を準用する。

(うるま市下水道条例の一部改正)

第2条 うるま市下水道条例（令和元年うるま市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者が給水装置及び排水設備等の工事を実施できるようにするため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第41号

うるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

うるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年うるま市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（副管理者）

第3条の2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第4号の規定により、管理者の職務を補佐する副管理者（以下「副管理者」という。）を置くことができる。

- 2 前項の規定により副管理者を置く場合は、副管理者は副市長が行うものとする。
- 3 管理者は、副管理者を置いた場合は、その旨を告示するものとする。
- 4 副管理者の給与（給料、期末手当及び退職手当をいう。）は、支給しない。
- 5 事務決裁において、副管理者の決定事項（事務決裁に至るまでの手続過程において、副管理者がその意思を決定することをいう。）は、管理者の決裁の場合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のうるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第3条の2第5項の規定は、この条例の施行日以後に起案するものから適用し、施行日前に起案したものについては、なお従前の例による。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

水道事業及び下水道事業に副管理者を置くため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第42号

うるま市火災予防条例の一部を改正する条例

うるま市火災予防条例（平成17年うるま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項までを除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の公布等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第43号

うるま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

うるま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成17年うるま市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第3条中「うるま市字大田44番地1」を「うるま市字大田77番地」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（うるま市防災行政無線設置条例の一部改正）

2 うるま市防災行政無線設置条例（平成17年うるま市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表消防遠隔操作局の項位置の欄中「うるま市字大田44番地の1（消防本
部内）」を「うるま市字大田44番地1（うるま市具志川消防署内）」に改める。

令和8年2月26日

うるま市長 中村 正人

提案理由

消防本部機能の移転に伴い消防本部の位置を変更するため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第44号

うるま市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

うるま市行政不服審査会条例（平成28年うるま市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項に次の1号を加える。

（3） その他市長が解嘱することが相当と認めるとき。

第9条中「総務政策課」を「総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月26日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市行政不服審査会の運営等を見直すため、当該条例を改正する必要があると提案する。